受験願書配付期間	平成29年２月13日（月）から平成29年３月10日（金）まで （短答式試験が免除される場合も同じ。） 各都道府県主管課及び国土交通省（本省のみ）で配付する。 なお、「試験案内」も併せて配布する。(注２)	
受験願書受付期間等	電子申請　平成29年２月17日（金）から平成29年３月10日（金）まで ・国土交通省オンライン申請システムにより受け付ける。(注３)	
	書面申請　平成29年２月24日（金）から平成29年３月10日（金）まで ・受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。(注４)	
合格発表及び官報公告	平成29年６月28日（水）(予定)	平成29年10月20日（金）(予定)
	国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、併せて、国土交通省ホームページにも掲載する。(各試験とも共通)	
	（官報公告） 平成29年７月７日（金）(予定)	（官報公告） 平成29年11月２日（木）(予定)

（注１）　試験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込後の試験地の変更は、原則として認められないが、当委員会が認めた場合に限り、申込後においても試験地の変更を認める。

（注２）　受験願書の請求を郵送により行う場合は、角形２号（縦33.2cm、横24.0cm程度）の返信用封筒（返送先住所を記入し、140円分の郵便切手を貼付したものに限る。）を「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と赤字で記入した封筒に入れた上で、都道府県主管課あてに行う。

（注３）　国土交通省オンライン申請システムを利用するためには、事前に利用申請手続が必要となる。

（注４）　都道府県庁への持参による申請の場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限り、これを受け付ける。郵送による申請の場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限り、これを受け付ける。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十九年一月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一、事業計画が定められた年月日　平成二十八年十二月十九日

二、調査の種類　山村境界基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域

静岡県　静岡市

五、調査期間　平成二十八年度

公　告

諸　事　項

工場財団

静岡県富士市今井四丁目１番１号**鈴川エネルギーセンター株式会社**の静岡県富士市今井四丁目１番１号鈴川エネルギーセンター火力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月６日

静岡地方法務局富士支局

大阪市西成区津守三丁目２番10号**酒井精工株式会社**の工場財団に多可郡多可町中区曽我井907番地95酒井精工株式会社多可工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月６日　神戸地方法務局社支局

鉱業財団

沖縄県糸満市字糸洲351番地の３**山城憲和**の沖縄県糸満市鉱区の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年１月６日　那覇地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成28年12月22日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年１月６日

東京法務局長　佐藤　主税

記

氏名　梅原　清一
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第2169号
事務所の所在地　東京都千代田区神田和泉町一丁目１番11号　Y'sクレスト702
違反行為　調査受忍義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成28年12月21日に司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年１月６日

神戸地方法務局長　森元　利宏

記

氏名　黒木　　敦
所属していた司法書士会　兵庫県司法書士会
旧登録番号　神戸第1243号
事務所の所在地　兵庫県尼崎市西本町４丁目39番地201号
違反行為　業務上横領

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月６日

北海道開発局長　今　日出人

１　処分をした年月日　平成28年12月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社旭龍工業
稲葉　照美　北海道旭川市大町１条８丁目20番
国土交通大臣許可（般―26）第25592号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年11月11日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年１月６日

北陸地方整備局長　中神　陽一

１　処分をした年月日　平成28年12月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社丹保建設
鹿熊　秀夫　富山県南砺市久戸590　国土交通大臣許可（般―26）第25512号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年11月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。